

第 2 回研究会における委員からのご意見等の概要

1. 法務省民事局より、資料 3-1～3 に基づき、国内の民事手続について説明。
委員から出た意見等は以下のとおり。
- 選定当事者制度は、代理人がつくのであれば、選定書をもらうのも委任状をもらうのも変わらない、むしろ共同訴訟の方が委任状をもらい訴訟当事者としたほうが個別立証がやりやすいなどのメリットがあるため、集団的消費者被害回復に利用されにくい。オプト・イン型では全ての被害を拾い上げることは難しく、限界があると思われる。
 - 団体が提訴する場合、消費者にはリスクがない。しかし、勝訴してリターンするかがわからない段階で消費者がオプト・インしないのは合理的な判断でありうるのではないか。
 - 消費者の属性として自分から積極的に権利を主張するといったわずかな手間でも躊躇するところがあると考えられる。
 - オプト・イン型の障害として、①消費者の属性、②消費者の手間の負担を考慮するのであれば、それらを取り除く工夫をすればよいことになる。消費者の手間を軽減できれば利用度があがるかもしれない。選定当事者制度も、被選定者の範囲を広げて消費者団体を当事者に選定できるようにすれば、それによって利用度があがる場合もありうる。
 - 合理的な消費者像を前提とした場合、手間等の軽減を行うことでオプト・イン型も機能するようと思われる。そのような場合に、自らの判断でオプト・イン型を利用しないのであれば、そこで敢えてオプト・アウト型を導入することの合理性が問題となる。他方、非合理的な消費者像を想定した場合は、別の視点で検討が必要であり、そこでは、パターナリスティックな制度設計といったものもが考えられるかもしれない。
 - 一対一の事件は少額でも訴訟が起こりうるが、一対マスの事件では訴訟に踏み込む意思が希薄になると考えられ、そうした点からも消費者被害は一般的な事件とは異なる要素があるように思われる。
 - 消費者被害に限って損害額の立証負担を何らかの形で緩和することができないか。緩和できる余地があれば、選定当事者訴訟の利用を改善できるのではないだろうか。また、損害の認定について、生命・身体に関するものと消費者被害については分けて考え、工夫の余地があると思われる。例えば、損害の一律算定といった手当が図られないか。

○それは実体法の問題ではないかと思われる。また、何らかの公的機関でなければ、消費者が選定することはないと思われる。法テラス等を活用し選定の手続を代行するといった大規模な仕組みを整備すれば現実にかかなりの選定がされるように思われる。

○少額訴訟は、被害額が大規模なものになると関係してこないだろう。もともと単純な事件を想定している制度であり、複雑な法律上の争点を含む消費者問題には、あまり利用できないだろう。

2. 法務省刑事局より、資料4-1、2に基づき、国内の刑事手続について説明。委員から出た意見等は以下のとおり。

○対象が組織犯罪処罰法上の犯罪に限定されているのであれば、集団的消費者被害の回復の局面においては、限定的な意味しかもたないと評価せざるを得ないのではないか。闇金融、投資詐欺等の事件に関係する話だが、民事訴訟で勝っても被告に財産がないことが多い。もし、捜査が先行しているのであれば、そこで没収・追徴された財産が被害回復の原資となる。早期の財産保全の手続についてどうするか、という問題意識を持って議論をしていかなければならない。また、損害賠償命令制度は、公訴事実の中の被害者に限定されることになる。となると、集団的消費者被害に対応するのは難しい。

○損害賠償命令制度は、法制審議会における議論を踏まえたうえで、人身に対する罪に限ることにしようということになった。また、基本的に4回以内の審理期日で手続を終了することが原則となっているので、いかに刑事裁判で犯罪事実が立証されているといえども、損害額についてある程度審理が必要であるということになると、そもそも利用することが馴染まない構造になっている。

○刑事裁判には刑事裁判本来の役割があり、刑事裁判に過度に依存することはないと思うが、刑事裁判との棲み分け、刑事裁判でどこまでカバーできるのかというところは検討していかなければならない。

※本資料は、前回の議事内容を事務局の責任で取りまとめたものです。